

| | |
|--|--------------------------------------|
| 堺市公報 第70号 | 令和元年5月17日発行 |
|  堺市公報 | 発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号 |

目 次

頁

<告示>

○地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】 4

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 4

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 7

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 8

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 8

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

| | |
|--|----|
| 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について | |
| 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 | 11 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について | |
| 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 | 11 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について | |
| 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 | 12 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について | |
| 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 | 13 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について | |
| 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 | 14 |
| ○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について | |
| 【建築都市局住宅部住宅改良課】 | 16 |
| ○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 16 |
| ○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 19 |
| ○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について | |
| 【建設局土木部路政課】 | 21 |
| ＜公告＞ | |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【総務局行政部情報化推進課】 | 23 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【総務局行政部情報化推進課】 | 24 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |

| | |
|---|----|
| 【総務局行政部情報化推進課】 | 25 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【総務局行政部情報化推進課】 | 26 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【財務局契約部調達課】 | 27 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】 | 28 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【健康福祉局健康部健康医療推進課】 | 29 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について | |
| 【産業振興局商工労働部商業流通課】 | 30 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について | |
| 【産業振興局商工労働部商業流通課】 | 31 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について | |
| 【産業振興局商工労働部商業流通課】 | 32 |
| ○黒山西土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について | |
| 【建築都市局都市整備部都市整備推進課】 | 34 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 35 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 35 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 36 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【会計室出納課】 | 37 |
| <上下水道局公告> | |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【上下水道局サービス推進部事業サービス課】 | 38 |

告 示

堺市告示第189号

民間端末機による証明書等の自動交付に係る手数料の収納事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 委託する歳入の種類

民間端末機による証明書等の自動交付に係る手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料及び納税証明等発行手数料）

2 委託する期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 東京都千代田区一番町25番地

氏名 地方公共団体情報システム機構

理事長 吉本 和彦

~~~~~

堺市告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

## 1 診療所

| 名称          | 所在地                       | 指定年月日     |
|-------------|---------------------------|-----------|
| おうち診療所堺     | 堺市中区東山62-1                | 平成31年4月1日 |
| 伊東整形外科クリニック | 堺市南区茶山台1-2-3 泉ヶ丘ひろば専門店街1F | 平成31年3月1日 |
| だんホームクリニック  | 堺市北区長曾根町1207-7            | 平成31年3月1日 |

## 2 歯科

| 名称     | 所在地                 | 指定年月日     |
|--------|---------------------|-----------|
| 坂田歯科   | 堺市堺区西湊町4-3-2        | 平成31年3月1日 |
| 深野歯科医院 | 堺市西区浜寺諏訪森町中2-186-12 | 平成31年3月1日 |

## 3 薬局

| 名称         | 所在地             | 指定年月日     |
|------------|-----------------|-----------|
| しあわせ薬局     | 堺市堺区出島海岸通1-14-1 | 平成31年4月1日 |
| のぞみ薬局 津久野店 | 堺市西区津久野町1-4-3   | 平成31年3月1日 |
| のぞみ薬局 堀店   | 堺市南区和田48        | 平成31年3月1日 |

## 4 訪問看護

| 名称              | 所在地                           | 指定年月日     |
|-----------------|-------------------------------|-----------|
| みおつくし訪問看護ステーション | 堺市東区大美野158-3 レジデンス<br>大美野103号 | 平成31年4月1日 |

|                 |                   |           |
|-----------------|-------------------|-----------|
| 訪問看護ステーションAILE  | 堺市西区鳳北町10-34-101  | 平成31年4月1日 |
| 訪問看護ステーションすみれの家 | 堺市西区山田2-189-8     | 平成31年4月1日 |
| 訪問看護ステーションナオビッグ | 堺市北区百舌鳥赤畠町4-330-1 | 平成31年3月1日 |
| 訪問看護ステーションニコニコ  | 堺市美原区北余部40-30     | 平成31年4月1日 |

~~~~~

堺市告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 診療所

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|---------------------------|------------|
| 伊東整形外科クリニック | 堺市南区茶山台1-2-3 泉ヶ丘ひろば専門店街1F | 平成31年2月28日 |
| だんホームクリニック | 堺市北区長曾根町1207-7 | 平成31年2月28日 |

2 歯科

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------|--------------|------------|
| 坂田歯科 | 堺市堺区西湊町4-3-2 | 平成31年2月28日 |

| | | |
|--------|------------------|------------|
| 深野歯科医院 | 堺市西区浜寺諏訪森町中2-186 | 平成31年2月28日 |
|--------|------------------|------------|

3 薬局

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------|---------------|------------|
| 泉薬局 津久野店 | 堺市西区津久野町1-4-3 | 平成31年2月28日 |
| みゆき薬局 | 堺市南区和田48 | 平成31年2月28日 |

4 訪問看護

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------------------|---------------|------------|
| 訪問看護ステーション ニコニコ | 堺市美原区北余部40-30 | 平成31年3月31日 |

~~~~~

## 堺市告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

| 名称        | 所在地              | 休止年月日     |
|-----------|------------------|-----------|
| 坂本整形外科診療所 | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-41-3 | 平成31年4月1日 |

~~~~~

堺市告示第193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

| 名称 | 変更前の所在地 | 変更後の所在地 | 変更年月日 |
|---------------|----------------------|------------------|-----------|
| ハート訪問看護ステーション | 堺市中区深井清水町3282 尾崎ビル1階 | 堺市中区東山62-1 2階 | 平成31年4月1日 |

堺市告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

| 事業の種類 | 事業所名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|-------|-----|-------|
| | | | |

| | | | |
|--------------|-----------------|-------------------------------|-----------|
| 介護老人福祉施設 | 特定養護老人ホーム ベルライブ | 堺市堺区南安井町3-1 | 平成31年1月1日 |
| 通所介護 | デイサービス ハイジ | 堺市堺区昭和通2-34-1 | 平成31年4月1日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 黄色いステッキ | 堺市中区深井沢町3261 ハイツ深井103 | 平成31年4月1日 |
| 特定福祉用具販売 | 黄色いステッキ | 堺市中区深井沢町3261 ハイツ深井103 | 平成31年4月1日 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 黄色いステッキ | 堺市中区深井沢町3261 ハイツ深井103 | 平成31年4月1日 |
| 福祉用具貸与 | 黄色いステッキ | 堺市中区深井沢町3261 ハイツ深井103 | 平成31年4月1日 |
| 訪問介護 | ケイエムシーケアセンター | 堺市中区土師町1-17-38 メゾンデルーモ 102 | 平成31年4月1日 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能ハウスアスター | 堺市西区草部621-1 | 平成31年3月1日 |

堺市告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

| 事業の種類 | 事業所名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|-------|-----|-------|
| | | | |

| | | | |
|--------------|---------------------------|--------------------------|------------|
| 居宅療養管理指導 | 深野歯科医院 | 堺市西区浜寺諏訪森町中2-186 | 平成31年2月28日 |
| 居宅療養管理指導 | 泉薬局 津久野店 | 堺市西区津久野町1-4-3 | 平成31年2月28日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 泉薬局 津久野店 | 堺市西区津久野町1-4-3 | 平成31年2月28日 |
| 福祉用具貸与 | ハイジ | 堺市堺区翁橋町1-3-3 | 平成15年3月31日 |
| 通所介護 | ハイジ | 堺市堺区翁橋町1-3-3 | 平成31年3月31日 |
| 居宅介護支援 | さくらそう堺南 | 堺市南区城山台2-2-4 | 平成31年3月31日 |
| 居宅介護支援 | 株式会社ケイエムシーケアセンター | 堺市堺区神石市之町9-46 | 平成31年3月31日 |
| 福祉用具貸与 | 株式会社ケイエムシーケアセンター | 堺市堺区神石市之町9-46 | 平成25年4月30日 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 株式会社ケイエムシーケアセンター | 堺市堺区神石市之町9-46 | 平成25年4月30日 |
| 特定福祉用具販売 | 株式会社ケイエムシーケアセンター | 堺市堺区神石市之町9-46 | 平成25年4月30日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社ケイエムシーケアセンター | 堺市堺区神石市之町9-46 | 平成25年4月30日 |
| 訪問介護 | 株式会社ケイエムシーケアセンター | 堺市堺区神石市之町9-46 | 平成31年3月31日 |
| 福祉用具貸与 | 株式会社ケイエムシーケアセンター 中区事業所 | 堺市中区深井沢町3261 ハイツ深井103 | 平成31年3月31日 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 株式会社ケイエムシーケアセンター 中区事業所 | 堺市中区深井沢町3261 ハイツ深井103 | 平成31年3月31日 |
| 特定福祉用具販売 | 株式会社ケイエムシーケアセンター 中区事業所 | 堺市中区深井沢町3261 ハイツ深井103 | 平成31年3月31日 |

| | | | |
|--------------|-------------------------------|--------------------------|------------|
| 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社ケイエム シーケアセンター 中区事業所 | 堺市中区深井沢町3261 ハイツ深井103 | 平成31年3月31日 |
|--------------|-------------------------------|--------------------------|------------|

~~~~~  
堺市告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

| 事業の種類 | 事業所名称         | 所在地                        | 休止年月日     |
|-------|---------------|----------------------------|-----------|
| 訪問介護  | 訪問介護のナーシング堺石津 | 堺市堺区菅原通5-37<br>第2阪田ハイツ203号 | 平成31年4月1日 |

~~~~~  
堺市告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

| 事業の種類 | 変更前の名称 | 変更後の名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|----------------|--------------------------|---------------------|-----------------------------------|---------------|
| 介護予防通所サービス | ハイジ | デイサービス ハイジ | 堺市堺区昭和通 2-34-1 | 平成31年4月 1日 |
| 居宅介護支援 | ケイエムシーケアセンター中区 事業所 | ケイエムシーケア プランセンター | 堺市中区深井沢 町3261 ハイツ 深井103 | 平成31年4月 1日 |
| 介護予防訪問 サービス | 株式会社ケイエ ムシーケアセン ター | ケイエムシーケア センター | 堺市中区土師町 1-17-38 メ ゾンデルーモ102 | 平成31年4月 1日 |

~~~~~

堺市告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

| 事業の種類 | 名称                | 変更前の所在地                  | 変更後の所在地          | 変更年月日         |
|-------|-------------------|--------------------------|------------------|---------------|
| 訪問看護  | ハート訪問看<br>護ステーション | 堺市中区深井清水町<br>3282 尾崎ビル1階 | 堺市中区東山62-1<br>2階 | 平成31年4<br>月1日 |

|            |               |                              |                          |           |
|------------|---------------|------------------------------|--------------------------|-----------|
| 介護予防訪問看護   | ハート訪問看護ステーション | 堺市中区深井清水町3282 尾崎ビル1階         | 堺市中区東山62-12階             | 平成31年4月1日 |
| 居宅介護支援     | ハイジ           | 堺市堺区翁橋町1-3-3 ダイケンビル          | 堺市堺区昭和通2-34-1            | 平成31年4月1日 |
| 介護予防通所サービス | デイサービスハイジ     | 堺市堺区翁橋町1-3-3 ダイケンビル          | 堺市堺区昭和通2-34-1            | 平成31年4月1日 |
| 介護予防訪問サービス | ケイエムシーケアセンター  | 堺市堺区神石市之町9-46                | 堺市中区土師町1-17-38 メゾンデルモ102 | 平成31年4月1日 |
| 訪問介護       | ケアセンターまごころ石津  | 堺市西区浜寺石津町西3-4-4 石津川駅前ビル202号室 | 堺市西区浜寺石津町中1-7-14         | 平成31年2月1日 |
| 介護予防訪問サービス | ケアセンターまごころ石津  | 堺市西区浜寺石津町西3-4-4 石津川駅前ビル202号室 | 堺市西区浜寺石津町中1-7-14         | 平成31年2月1日 |

## 堺市告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

## 1 あんま・マッサージ

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----|------|-----|-------|
|     |      |     |       |

|      |            |                |            |
|------|------------|----------------|------------|
| 大西 亘 | 大西 亘（出張専門） | 堺市美原区北余部西3-3-5 | 平成31年3月13日 |
|------|------------|----------------|------------|

## 2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名       | 所在地            | 指定年月日      |
|-------|------------|----------------|------------|
| 大西 亘  | 大西 亘（出張専門） | 堺市美原区北余部西3-3-5 | 平成31年3月13日 |
| 岡井 進  | きりやましんきゅう  | 堺市北区金岡町3043-5  | 平成31年4月1日  |
| 岡林 賢作 | きくや鍼灸院     | 堺市北区北長尾町1-7-18 | 平成31年4月1日  |

## 3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名    | 所在地               | 指定年月日      |
|-------|---------|-------------------|------------|
| 久津輪 力 | くつわ整骨院  | 堺市東区草尾1443        | 平成31年3月18日 |
| 石原 大輔 | にこにこ整骨院 | 堺市西区津久野町2-2-6-101 | 平成31年1月1日  |

~~~~~

堺市告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次とおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 あんま・マッサージ

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|---------------|------------------------------|------------|
| 酒匂 寿美礼 | 三国ヶ丘マッサージ治療院 | 堺市北区百舌鳥赤畠町 1-28-6 | 平成31年3月31日 |
| 大坂 政弘 | 三国ヶ丘マッサージ治療院 | 堺市北区百舌鳥赤畠町 1-28-6 | 平成31年3月31日 |
| 假家 清裕 | 三国ヶ丘マッサージ治療院 | 堺市北区百舌鳥赤畠町 1-28-6 | 平成31年3月31日 |
| 仲谷 聰 | 三国ヶ丘マッサージ治療院 | 堺市北区百舌鳥赤畠町 1-28-6 | 平成31年3月31日 |
| 大西 宣 | くけん鍼灸院 | 堺市堺区九間町西 2-2-32 | 平成31年3月12日 |
| 丸谷 章乃 | 三国ヶ丘マッサージ治療院鳳 | 堺市西区鳳西町2-1-10 第1ナカノマンション101号 | 平成31年3月31日 |

2 はり・きゅう

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------|-----------------|------------|
| 岡井 進 | 金岡鍼灸院 | 堺市北区金岡町 2047 | 平成31年3月31日 |
| 利根川 浩一 | ライク鍼灸院 | 堺市堺区大浜南町 3-1-63 | 平成30年9月30日 |
| 大西 宣 | くけん鍼灸院 | 堺市堺区九間町西 2-2-32 | 平成31年3月12日 |

3 柔道整復

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|-----------|--------------------|-------------|
| 石原 大輔 | にこにこ鍼灸整骨院 | 堺市西区津久野町 2-2-6-101 | 平成29年11月30日 |

~~~~~

堺市告示第201号

堺市立協和町東駐車場の駐車料金の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 委託する歳入の種類

堺市立協和町地区駐車場条例（平成3年条例第20号）の規定に基づき徴収する堺市立協和町東駐車場の駐車料金

2 委託する期間

平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 東京都千代田区麹町二丁目4番地1

氏名 株式会社プレミアパークアシスト

代表取締役 日高剛太

4 受託者の徴収する場所

堺市堺区協和町3丁300番2 堀市立協和町東駐車場

~~~~~

堺市告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名 | から 区間 まで | 旧 | 敷地の | | 備考 |
|---------|------------------|---|----------------|-------|---------|
| | | 新 | 幅員m | 延長m | |
| 西鳳東線 | 東区日置荘西町3丁359番1地先 | 旧 | 5.00 7.60 | 51.00 | (F0199) |
| | 東区日置荘西町3丁358番3地先 | 新 | 5.00 18.20 | 51.00 | |
| 堺富田林線 | 東区日置荘西町3丁359番4地先 | 旧 | 7.50 19.20 | 35.80 | (F0035) |
| | 東区日置荘西町3丁359番5地先 | 新 | 10.40 27.00 | 35.80 | |
| 日置荘大美野線 | 東区日置荘西町3丁358番3地先 | 旧 | 4.60 4.60 | 3.60 | (2031) |
| | 東区日置荘西町3丁358番3地先 | 新 | 4.60 6.00 | 3.60 | |



堺市告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名 | から 区間 まで | 旧 | 敷地の | | 備考 |
|--------|--------------------|---|----------------|-------|--------|
| | | 新 | 幅員m | 延長m | |
| 木材通8号線 | 美原区木材通1丁目688番243地先 | 旧 | 8.83 8.93 | 36.09 | (モ436) |
| | 美原区木材通1丁目688番32地先 | 新 | 21.10 23.55 | 36.09 | |

堺市告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名 | から 区間 まで | 旧 | 敷地の | | 備考 |
|--------|----------------|---|--------------|-------|---------|
| | | 新 | 幅員m | 延長m | |
| 野邊12号線 | 北区野邊町547番5地先 | 旧 | 2.60 2.75 | 10.90 | (/0044) |
| | 北区野邊町547番5地先 | 新 | 3.05 4.15 | 10.90 | |

公 告

堺市公告第264号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

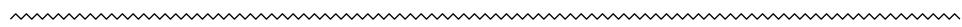
令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量
税総合電算システム保守業務に関する契約 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
総務局行政部情報化推進課
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 竹田 錠一
大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 隨意契約に係る契約金額
¥286,830,000-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第265号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量

税総合電算システムOSバージョンアップ業務に関する契約 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

総務局行政部情報化推進課

3 隨意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 関西支社

支社長 竹田 錠一

大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）

5 隨意契約に係る契約金額

¥155,540,000-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第266号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

府内ネットワーク保守業務に関する契約 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

総務局行政部情報化推進課

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 関西支社

支社長 竹田 錠一

大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）

5 随意契約に係る契約金額

¥51,904,800-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第267号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

府内ネットワーク機器等賃借に関する契約 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

総務局行政部情報化推進課

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 関西支社

支社長 竹田 錠一

大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）

5 隨意契約に係る契約金額

¥120,608,200—（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第268号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級） 1台

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

平成31年4月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社モリタ 関西支店

支店長 合田 努

兵庫県三田市テクノパーク2番地の3

5 落札金額

¥96,910,000—（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成31年2月27日

~~~~~

堺市公告第269号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量

堺市市民課事務総合システムソフト保守業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

市民人権局市民生活部戸籍住民課

3 隨意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

富士ゼロックスシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店

支店長 足立 孝之

大阪市西区土佐堀2丁目2番17号

5 隨意契約に係る契約金額

¥38,825,364—（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第270号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量

保健衛生情報システム保守業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局健康部健康医療推進課

3 隨意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 関西支社

支社長 竹田 錠一

大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）

5 隨意契約に係る契約金額

¥53,859,151-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第271号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次とおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターエブリー

堺市北区新金岡町四丁1番11号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

新金岡商業協同組合

代表理事 今野 利雄  
堺市北区新金岡町四丁1番11号

イオンリテール株式会社  
代表取締役 井出 武美  
千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

### 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 新金岡商業協同組合  
代表者 代表理事 今野 利雄  
所在地 堀市北区新金岡町四丁1番11号

名 称 イオンリテール株式会社  
代表者 代表取締役 岡崎 双一  
所在地 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) 名 称 新金岡商業協同組合  
代表者 代表理事 今野 利雄  
所在地 堀市北区新金岡町四丁1番11号

名 称 イオンリテール株式会社  
代表者 代表取締役 井出 武美  
所在地 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

### 4 変更年月日

平成31年3月1日

### 5 届出年月日

平成31年4月17日

~~~~~

堺市公告第272号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パンジョ

堺市南区茶山台一丁3番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社パンジョ

代表取締役 西尾 安弘

堺市南区茶山台一丁2番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

平成31年3月31日

5 届出年月日

平成31年4月25日

~~~~~

堺市公告第273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條 良一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ジョーシン堺長曾根店  
堺市北区長曾根町1915-1 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
上新電機株式会社  
代表取締役 中嶋 克彦  
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業を行う者の氏名又は名称          | 住 所               |
|-------------------------|-------------------|
| 上新電機株式会社<br>代表取締役 中嶋 克彦 | 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和元年12月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,361平方メートル
- 6 駐車場の収容台数  
103台
- 7 駐輪場の収容台数  
101台
- 8 荷さばき施設の面積

40.0平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量

11.82立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者     | 開店時刻  | 閉店時刻   |
|----------|-------|--------|
| 上新電機株式会社 | 9時00分 | 20時50分 |

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分から21時00分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

入口1箇所

出口1箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで

14 届出年月日

平成31年4月26日

~~~~~

堺市公告第274号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 土地区画整理事業の名称

南部大阪都市計画事業黒山西土地区画整理事業

2 組合の名称

堺市黒山西土地区画整理組合

3 事務所の所在地

堺市美原区黒山464番1

4 事業施行期間

平成29年1月17日から令和3年3月31日まで

5 施行地区

堺市美原区黒山の一部

6 設立認可の年月日

平成29年1月17日

7 変更認可の年月日

平成31年4月24日

~~~~~

堺市公告第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 開発区域

堺市西区浜寺諏訪森町西一丁4番35及び4番54から4番59まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区天神四丁目4番1号

株式会社オリエンタル・ホーム

代表取締役 築地重彦

~~~~~

堺市公告第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 開発区域

堺市堺区御陵通9番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府枚方市伊加賀北町3番20号

株式会社アセット不動産

代表取締役 佐藤 雅典

~~~~~

堺市公告第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

1 開発区域

堺市西区草部944番1及び944番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市西区草部854番地

北條 剛志

~~~~~

堺市公告第278号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市長職務代理者 堀市副市長 中條良一

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム運用管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
会計室出納課
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 竹田 錠一
大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 隨意契約に係る契約金額
¥36,941,190-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第74号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量
水道料金等管理システム運用業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地
上下水道局サービス推進部事業サービス課
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 関西支社
支社長 永井 克紀
大阪市中央区城見1丁目4番24号
- 5 隨意契約に係る契約金額
¥379,468,100-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号